

ひたちの里 風神の湯の小規模多機能型居宅介護サービスについて（重要事項説明書）

1、事業者

- (1) 医療法人社団 いばらき会
- (2) ひたちなか市高場 167-2
- (3) 029-270-3511
- (4) 理事長 照沼 秀也

① 事業所の概要

事業所名称	ひたちの里 風神の湯		
所在地	日立市石名坂町 2 丁目 4 - 1		
提供可能サービス	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護	介護保険事業所番号 0890200033	
管理者及び連絡先	氏名	電話番号	FAX 番号
	佐藤 宏樹	0294-27-1231	0294-27-1232
登録定員	29 名（通いサービス定員 18 名、宿泊サービス定員 6 人）		

② 事業所の職員体制等

職種	人員	
管理者	1 名（常勤兼務 1）	
介護支援専門員	1 名（常勤兼務 1）	
	看護師	2 名（常勤 1、非常勤 1）
	介護福祉士	6 名（常勤 3、常勤兼務 2、非常勤 1）
	ホームヘルパー 1 級	0 名
	ホームヘルパー 2 級	8 名（常勤 1、非常勤 7）

③ 事業実施地域及び営業日及び営業時間

通常の事業実施地域	日立市南部地区
営業日	年中無休。
通いサービス	月～日 7 時～21 時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日 21 時～7 時

3、施設の概要

敷地	2,387 m ²	
建物	構造	木造 1 階建て
	延床面積	248.67 m ²
宿泊室 6 室（個室）	面積（1 室あたり）	9.93 m ² ～

4、施設の目的と運営方針

施設の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせるサービスを提供します。

運営方針 その人がその人らしく毎日を安心、安全、健やかに過ごす事ができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域で馴染みの暮らしが出来る様支援します。

5、サービス利用料及び利用者負担

本事業所が提供する小規模多機能型居宅介護利用料金(要支援者にあつては介護予防小規模多機能型居宅介護利用料金)は、介護報酬の告示上額のうち介護保険負担割合証に記された割合とします。月途中から登録した場合又は月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした利用料金をお支払いいただきます。利用料金については、別途料金表通りです。

(令和6年6月1日現在)

介護保険給付対象料金		
認定区分	利用料金 (1月あたり)	1単位=10.55円
要支援1	3,450単位	
要支援2	6,972単位	
要介護1	10,458単位	
要介護2	15,370単位	
要介護3	22,359単位	
要介護4	24,677単位	
要介護5	27,209単位	
加算		
初期加算(登録日《利用開始日》から30日間)	30単位(1日あたり)	
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	1,200単位(1月あたり)	
総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)	800単位(1月あたり)	
看護職員配置加算Ⅰ	900単位(1月あたり)	
看護職員配置加算Ⅱ	700単位(1月あたり)	
看護職員配置加算Ⅲ	480単位(1月あたり)	
看取り連携体制加算(お看取り前30日以下)	64単位(1日あたり)	
サービス提供体制強化加算Ⅰ	750単位(1月あたり)	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640単位(1月あたり)	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350単位(1月あたり)	
認知症加算Ⅰ	920単位(1月あたり)	
認知症加算Ⅱ	890単位(1月あたり)	
認知症加算Ⅲ(認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方)	760単位(1月あたり)	
認知症加算Ⅳ(要介護2・認知症日常生活自立度Ⅱの方)	460単位(1月あたり)	
若年性認知症利用者受入加算	800単位(1月あたり)	
訪問体制強化加算	1,000単位(1月あたり)	
生活機能向上連携加算Ⅰ(初回実地月のみ)	100単位(1月あたり)	
生活機能向上連携加算Ⅱ(実地月以降3月間)	200単位(1月あたり)	
口腔・栄養スクリーニング加算(6ヶ月に1度を限度)	20単位(1回につき)	
科学的介護推進体制加算	40単位(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護保険料合計の14.9%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護保険料合計の14.6%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅲ	介護保険料合計の13.4%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅳ	介護保険料合計の10.6%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(1)	介護保険料合計の13.2%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(2)	介護保険料合計の12.1%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(3)	介護保険料合計の12.9%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(4)	介護保険料合計の11.8%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(5)	介護保険料合計の10.4%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(6)	介護保険料合計の10.1%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(7)	介護保険料合計の8.8%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(8)	介護保険料合計の11.7%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(9)	介護保険料合計の8.5%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(10)	介護保険料合計の7.1%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(11)	介護保険料合計の8.9%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(12)	介護保険料合計の6.8%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(13)	介護保険料合計の7.3%(1月あたり)	
介護職員処遇改善加算Ⅴ(14)	介護保険料合計の5.6%(1月あたり)	

6、利用料金のお支払い方法

ア 利用料金の支払：

月末締切の翌月末日 原則としてご指定の金融機関からお引落としさせていただきます。

(末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日のお引落としとなります。)

イ 上記の利用者負担金は、法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払を受けるものとする。

7、小規模多機能型居宅介護計画について

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に掲載してご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

8、苦情の受け付けについて

苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 茨城県長寿福祉課介護保険室 TEL. 029-301-3343

○ 日立市介護保険課 TEL. 0294-22-3111

○ ひたちの里 風神の湯 TEL. 0294-27-1231

管理者 佐藤 宏樹

9、身体拘束について

事業者は、サービス提供に当って利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束は行わないものとします。

10、運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

《運営推進会議》

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市役所関係者、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月開催

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成し当事業所 玄関に設置し常時閲覧可能とする

11、第三者評価の実績

当事業所の『第三者評価の有無』、『実施した直近の年月日』、『実施した評価機関の名称』、『評価結果の開示状況』について

第三者評価の有無	有	無
----------	---	---

12、協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関又入所が必要な場合の協力介護老人福祉施設として連携体制を整備しています。

《協力医療機関、協力介護老人福祉施設》

いばらき診療所ひたち	日立市久慈町 2-6-37
酒門歯科クリニック	水戸市酒門町 1098
成華園	日立市久慈町 4 丁目 19 番 21 号

13、非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を契約者も参加して行います。

14、当事業所ご利用の際にご留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
迷惑行為等	騒音等其他のご利用者様の迷惑になる行為はご遠慮願います。
所持品の管理	通常配慮、注意はいたしますが、私物につきましては管理責任を負いかねます。貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
現金等の管理	ご利用者様の責任において管理していただきます。
宗教活動・政治活動	事業所内で他のご利用者様に対する執拗な宗教活動・政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	事業所内へのペットの持ち込みはご遠慮願います。